

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正

所管課（室）名

地域づくり推進課

告 示

長崎県告示第248号の3

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係					別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係						
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助対 象 者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助対 象 者
1～5 略						1～5 略					
6	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金	人口減少対策をはじめ地域課題の解決に資する雇用拡大や、UIターン者などによる創業、就業又は事業拡充を支援することにより、それらの人財の活動を通じ、地域振興を図るとともに、本県への移住・定住を促進することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) <u>地方就職学生支援事業</u> <u>市町が実施する、東京圏に在住し、東京都内に本部がある大学を卒業する見込みであり、かつ、長崎県内企業に内定し、長崎県へ移住する意思がある者の就職活動に要した経費等を補助する事業に要する経費</u> (3)及び(4) 略	(1) 略 (2) <u>4分の3以内</u> (3)及び(4) 略	(1) 略 (2) <u>市町</u> (3)及び(4) 略	6	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金	人口減少対策をはじめ地域課題の解決に資する雇用拡大や、UIターン者などによる創業、就業又は事業拡充を支援することにより、それらの人財の活動を通じ、地域振興を図るとともに、本県への移住・定住を促進することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2)及び(3) 略 (2)及び(3) 略	(1) 略 (2)及び(3) 略 (2)及び(3) 略	
7	長崎県	「新しい	「新しい長崎県	2分の1以	市町	7	長崎県	長崎県地	起業又は事業承	10分の10以	地域おこし

未来大 国づく り応援 補助金	長崎県づ くりのビ ジョン」 の各分野 に掲げる 10年後の ありたい 姿（未来 大国）の 実現に資 する市町 の課題解 決や地域 活性化へ の取組を 支援する 。	づくりのビジョ ン」の実現を図 るため、市町が 民間と協働して 行うビジョン実 現に資する事業 に要する経費	内又は3分 の1以内
--------------------------	--	--	---------------

交通政策課関係

補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助対 象 者
1～4 略				

5～17 略

18～20 略

21	長崎県 地域公 共交通 ネット ワーク 再構築 等推進 事業費 補助金	輸送密度 が低い市 町域内の バス路 線等の再 編を促す ことによ り、持続 可能な幹 線公共交 通ネット ワークを 構築する	コミュニティ交 通への転換に要 する次の経費 (1) 車両購入費 （乗車定員が 10人以下のも のに限る。） (2) 車両リース 料（乗車定員 が10人以下の ものに限る。） (3) 運行事業者 への委託料	2分の1以 内の額。た だし、1市 町あたり 5,000千円 を限度額と する。
----	---	---	---	--

地域お こし協 力隊起 業支援 補助金	域おこし 協力隊設 置要綱の 規定によ り任用さ れた隊員 の県内で の起業又 は事業承 継を促進 し、隊員 の定住・ 定着を図 るととも に地域力 の維持・ 強化を図 る。	継に要する経費 (1) 設備費、備 品費、土地・ 建物賃借費 (2) 法人登記に 要する経費 (3) 知的財産登 録に要する経 費 (4) マーケティ ングに要する 経費 (5) 技術指導受 入れに要する 経費 (6) その他知事 が特に必要と 認める経費	内。ただし 、100万 円 を上限とす る。	協力隊員の 任期2年目 から任期終 了後1年以 内に県内で 起業又は事 業承継する 者
---------------------------------	--	---	---------------------------------	--

交通政策課関係

補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助対 象 者
1～4 略				

5	長崎県 離島航 路船舶 バリア フリー 建造費 補助金	離島航路 に就航す る船舶の バリアフ リー化に より高齢 者、身体 障害者等 の公共交 通機関を 利用した 移動の利 便性及び 安全性の 向上を図 る。	船舶を高齢者、 障害者等の移動 等の円滑化の促 進に関する法律 （平成18年法律 第91号）第8条 第1項に規定す る基準に適合さ せるための船舶 の代替建造に伴 う設備の購入及 び設置に要する 経費	2分の1以 内。ただし 、予算の範 囲内で知事 が定める額 を限度とす る。	離島航路事 業者
---	---	--	--	--	-------------

6～18 略

19	長崎県 離島航 空路線 価格高 騰対策 緊急支 援金	県内の離 島航空路 線の安定 的運航の ため、価 格高騰に よる経費 の増加に 対し支援 金を交付 する。	県内の離島航空 路線に係る次の 各号に定める額 とする。 (1) 機材更新に 係る経費とし て634,000千 円とする。 (2) 運航維持に 係る経費とし て83,000千円 とする。	10分の10以 内の額。た だし、予算 の範囲内に おいて定め る額を限度 額とする。	本邦航空運 送事業者（ 特定本邦航 空運送事業 者を除き、 主に離島や 同一都道府 県内に係る 航空路線を 運航する航 空運送事業 者に限る。）
----	--	---	--	---	---

20～22 略

		ための補助金を交付する。 (4) 配車センター等の整備に要する経費 (5) 配車システム構築費 (6) 配車システム保守・利用料 (7) 補助対象事業を活性化法定協議会、NPO、社会福祉協議会等の団体が実施する場合の市町負担金（上記経費に係るもののみとする。） ※ただし、国、県の補助金、他の市町村、団体等からの負担金収入等がある場合は補助対象経費から控除する。		
--	--	---	--	--

23	長崎県公共交通事業燃料等高騰対策支援事業支援金	燃料等高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある公共交通事業者等に対して、事業の継続に繋げるための支援金を交付する。	(1) 路線バス事業者にあつては、自動車検査証の有効期間内である乗合バス（11人乗り以上）1台あたり100千円とし、主に長崎県内の路線で事業を実施するために保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。 (2) 貸切バス事業者にあつては、自動車検査証の有効期間内である貸切バス1台あたり80千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。 (3) 鉄道事業者にあつては、車両1両あたり390千円とし、長崎県内で事業を実施するために保有し、かつ使用する車両数を乗じた額と	令和5年7月1日時点で事業に使用する台数、車両数、隻数及び機数を基準とし、予算の範囲内において定める額とする。	(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、路線定期運行事業者 (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者 (3) 第一種鉄道事業者
----	--------------------------------	---	--	--	--

					する。 (4) <u>軌道事業者</u> <u>にあつては、</u> <u>車両1両あたり80千円とし、長崎県内で事業を実施するために保有し、かつ使用する車両数を乗じた額とする。</u> (5) <u>航路事業者</u> <u>にあつては、</u> <u>カーフェリー1隻あたり14,000千円、20トン以上の旅客船1隻あたり8,600千円、20トン未満の旅客船1隻あたり900千円とし、主に長崎県内の航路で事業を実施するために保有し、かつ使用する隻数を乗じた額とする。また、航路事業者のうち一部事務組合については、算出した額に2分の1を乗じた額とする。ただし、隻数については、ドック時の代船を除き、また、長崎県から航路の一部又は全部に関わらず航路運営費等補助を受けている航路に使用する船舶を除くこととする。</u> (6) <u>航空路事業者</u> <u>にあつては、</u> <u>航空機1機あたり27,900千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する機体数を乗じた額とする。</u> (7) <u>タクシー事</u>	(4) <u>軌道運輸事業者</u> (5) <u>一般旅客定期航路事業者</u> (6) <u>本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。）</u> (7) <u>一般乗</u>
--	--	--	--	--	--	---

				業者にあっては、自動車検査証の有効期間内であるタクシー1台あたり20千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。ただし、福祉対象車両は除く。 (8) 自動車運転代行事業者にあっては、自動車検査証の有効期間内である随伴用自動車1台あたり10千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。		用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除く。） (8) 自動車運転代行事業者
24	長崎県貨物自動車運送事業継続緊急支援補助金	燃料費高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、公益社団法人長崎県トラック協会に対し補助金を交付する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 燃料高騰支援 公益社団法人長崎県トラック協会が貨物運送事業者（協会非加盟事業者も含む。）に対し、以下ア及びイの単価により実施する燃料高騰支援に要する経費 ア 「対象車両」に該当する車両のうち、長崎運輸支局に普通自動車、けん引自動車として届け出た車両1台あたり40千円 イ 「対象車両」に該当する車両のうち、長崎運輸支局に小型自動車として届け出た車両1台あたり20千円 ※ただし、1事業者あたり、5,000千円を上限	(1) 10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。	公益社団法人長崎県トラック協会	

				とする。 「対象車両」 ① 申請時点において自動車検査証の有効期間内である事業用車両 ② 令和5年6月30日時点で県内営業所に配置されており、申請時点で引き続き長崎県内において事業を行う車両。ただし、長崎又は佐世保の緑ナンバーに限る。 ③ 自動車登録規則別表第2の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる車両。ただし、長崎運輸支局に霊きゅう自動車として届け出たものを除く。 (2) 支援事務費 ア 燃料高騰支援に係る事務のために雇用した者に要する経費のうち報酬、給料、共済費及び旅費 イ 燃料高騰支援の事務に要する経費のうち需用費、役務費、使用料及び賃借料	(2) 10分の10以内の額。ただし、500千円を上限とする。	
25	長崎県離島貨物航路事業継続緊急支援事業支援金	燃料費高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある離島貨物航路事業者に対して、事業の継続に繋げるための	支援対象は、県内の離島と本土を結ぶ貨物航路において、内航海運業法第3条第1項の登録を受けているロールオン・ロールオフ船とし、同一の航路で事業実施のために内航海運業法第3条第1項の登録を受けている貨	10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。	離島貨物航路事業者	

			支援金を 交付する 。	物船を含むもの とする。支援金 の額は、ロール オン・ロールオ フ船1隻あたり 8,700千 円、 貨 物船1隻あたり 2,100千 円 とす る。ただし、交 付申請時点で事 業実施のために 使用している船 舶に限る。なお 、ドック時の代 船は除く。		
26	長崎県 地域公 共交通 デジタル 化等 利便性 向上事 業費補 助金	地域公共 交通のデ ジタル化 等による 利用者の 利便性向 上を図る ため、長 崎県地域 公共交通 デジタル 化等利便 性向上事 業費補助 金を交付 する。	国が定める地域 公共交通確保維 持改善事業費補 助金交付要綱附 則（令和5年3 月24日 国 総 地 第107号、 国 鉄 総 第492号、 国 鉄 都 第218号、 国 鉄 事 第827号 、 国 自 旅 第530 号、 国 自 技 環 第 208号、 国 海 内 第241号、 国 空 事 第1249号）（ 以下「地域公共 交通確保維持改 善事業費補助金 交付要綱附則」 という。）第8 条及びポストコ ロナを見据えた 受入環境整備促 進事業補助金交 付要綱附則（令 和5年2月8日 国総地第83号 、 国総モ第99号 、 国鉄総第394 号、 国鉄都 第 135号、 国鉄事 第629号、 国 鉄 施 第252号、 国 自 旅 第420号、 国 海 内 第119号 、 国 海 外 第364 号、 国 港 総 第 602号、 国 空 総 第1068号、 観 観 産 第481号、 観 参第631号）（以 下「ポストコロ ナを見据えた受 入環境整備促進 事業補助金交付 要綱附則」とい う。）第8条第 2項において準 用する第31条に よる補助金の交 付決定（以下「 国庫補助金の交	補助対象経 費の10分の 7以内の額 から国庫補 助金の交付 決定を受け た額を控除 した額	一般乗合旅 客自動車運 送事業を営 む者のうち 、路線定期 運行事業者 一般貸切旅 客自動車運 送事業を営 む者 一般乗用旅 客自動車運 送事業者（ 福祉輸送事 業限定を除 く。） 第一種鉄道 事業者 軌道運輸事 業者	

				付決定」という。 。)を受けているもののうち、公共交通事業者が地域公共交通のデジタル化・システム化（以下「デジタル化等」という。）により、直接的に利用者の利便性向上に資する設備を導入するために要する経費		
27	長崎県公共交通事業燃料等高騰対策支援事業支援金	燃料等高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある公共交通事業者等に対して、事業の継続に繋げるための支援金を交付する。	(1) 路線バス事業者にあつては、自動車検査証の有効期間内である乗合バス（11人乗り以上）1台あたり100千円とし、主に長崎県内の路線で事業を実施するために保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。 (2) 貸切バス事業者にあつては、自動車検査証の有効期間内である貸切バス1台あたり80千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。 (3) 鉄道事業者にあつては、車両1両あたり390千円とし、長崎県内で事業を実施するために保有し、かつ使用する車両数を乗じた額とする。 (4) 軌道事業者にあつては、車両1両あたり80千円とし、長崎県内で事業を実施するために保有し、かつ使用する車両数を乗じた額とする。 (5) 航路事業者にあつては、	令和5年12月1日時点で事業に使用する台数、車両数、隻数及び機数を基準とし、予算の範囲内において定める額とする。	(1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、路線定期運行事業者 <	

					カーフェリー 1 隻あたり 14,000千円、 20トン以上の 旅客船1 隻あ た り8,600千 円、20トン未 満の旅客船1 隻あたり900 千円とし、主 に長崎県内の 航路で事業を 実施するため に保有し、か つ使用する隻 数を乗じた額 とする。また 、航路事業者 のうち一部事 務組合につい ては、算出し た額に2分の 1を乗じた額 とする。ただ し、隻数につ いては、ドッ ク時の代船を 除き、また、 長崎県から航 路の一部又は 全部に関わら ず航路運営費 等補助を受け ている航路に 使用する船舶 を除くことと する。 (6) 航空路事業 者にあつては 、航空機1機 あたり27,900 千円とし、長 崎県内で保有 し、かつ使用 する機体数を 乗じた額とす る。 (7) タクシー事 業者にあつて は、自動車検 査証の有効期 間内であるタ クシー1台あ たり20千円と し、長崎県内 で保有し、か つ使用する台 数を乗じた額 とする。ただ し、福祉対象 車両は除く。 (8) 自動車運転	路事業者 (6) 本邦航 空運送事 業者（特 定本邦航 空運送事 業者を除 き、主に 離島や同 一都道府 県内に係 る航空路 線を運航 する航空 運送事業 者に限る 。） (7) 一般乗 用旅客自 動車運送 事業者（ 福祉輸送 事業限定 を除く。） (8) 自動車
--	--	--	--	--	---	--

				代行事業者に あつては、 <u>自動車検査証の有効期間内である随伴用自動車1台あたり10千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。</u>		運転代行 事業者
28	長崎県 貨物自 動車運 送事業 継続緊 急支援 補助金	燃料費高騰の影響による経費の増加に伴い、 <u>厳しい経営環境にある貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、公益社団法人長崎県トラック協会に対し補助金を交付する。</u>	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>燃料高騰支援</u> <u>公益社団法人長崎県トラック協会が貨物運送事業者（協会非加盟事業者も含む）に対し、以下ア及びイの単価により実施する燃料高騰支援に要する経費</u> <u>ア 「対象車両」に該当する車両のうち、長崎運輸支局に普通自動車、けん引自動車として届け出た車両1台あたり40千円</u> <u>イ 「対象車両」に該当する車両のうち、長崎運輸支局に小型自動車として届け出た車両1台あたり20千円</u> <u>※ただし、1事業者あたり、5,000千円を上限とする。</u> <u>「対象車両」</u> <u>① 申請時点において自動車検査証の有効期間内である事業用車両。</u> <u>② 令和5年11月30日時点で県内営業所に配置されており、申請時点</u>	(1) <u>10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。</u>	公益社団法人長崎県トラック協会	

			で引き続き長崎県内において事業を行う車両。ただし、長崎又は佐世保の緑ナンバーに限る。 ③ 自動車登録規則別表第2の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる車両。ただし、長崎運輸支局に霊きゅう自動車として届け出たものを除く。 (2) 支援事務費 ア 燃料高騰支援に係る事務のために雇用した者に要する経費のうち報酬、給料、共済費及び旅費 イ 燃料高騰支援の事務に要する経費のうち需用費、役務費、使用料及び賃借料	(2) 10分の10以内の額。ただし、500千円を上限とする。	
29	長崎県離島貨物航路事業継続緊急支援事業支援金	燃料費高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある離島貨物航路事業者に対して、事業の継続に繋げるための支援金を交付する。	支援対象は、県内の離島と本土を結ぶ貨物航路において、内航海運業法第3条第1項の登録を受けているロールオン・ロールオフ船とし、同一の航路で事業実施のために内航海運業法第3条第1項の登録を受けている貨物船を含むものとする。支援金の額は、ロールオン・ロールオフ船1隻あたり8,700千円、貨物船1隻あたり2,100千円とする。ただし、交付申請時点で事業実施のために使用している船舶に限る。なお、ドック時の代	10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。	離島貨物航路事業者

新幹線対策課関係

	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助対 象 者
1	略				
2	長崎県 西九州 新幹線 活用教 育旅行 等補助 金	新幹線を 今後最も 活用する 世代であ る小中学 生に対し て、西九 州新幹線 を利用す る機会を 増やし、 駅周辺の まちの変 化や地域 の時事問 題等に関 心を高め てもらっ ため、西 九州新幹 線を利用 する小中 学校の教 育旅行等 の受託旅 行会社等 に対し支 援を行う 。	西九州新幹線（ 長崎～武雄温泉 ）を利用する小 中学校の修学旅 行や研修旅行等 の教育旅行に要 する経費		略

			船は除く。		
新幹線対策課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助対 象 者
1	略				
2	長崎県 西九州 新幹線 活用教 育旅行 等補助 金	新幹線を 今後最も 活用する 世代であ る小中学 生に対し て、西九 州新幹線 を利用す る機会を 増やし、 駅周辺の まちの変 化や地域 の時事問 題等に関 心を高め てもらっ ため、西 九州新幹 線を利用 する県内 小中学校 の教育旅 行等の受 託旅行会 社等に対 し支援を 行う。	西九州新幹線（ 長崎～武雄温泉 ）を利用する県 内小中学校の修 学旅行や研修旅 行等の教育旅行 に要する経費		略

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二二
四一

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
印刷
田 宏
弥ト